

# 民生委員・児童委員について

令和2年3月

佐世保市保健福祉部保健福祉政策課

## 1. 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、平成29年に制度創設100周年を迎えました。

また、すべての民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

## 2. 主任児童委員とは

児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、民生委員・児童委員の中から指名された方です。

地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポートしています。

## 3. 身 分

非常勤特別職の地方公務員です。

## 4. 任 期

民生委員法により、3年と定められており、再任も可能です。

## 5. 活動費

民生委員・児童委員はボランティアであり、給与は支給されません。

ただし、活動に必要な交通費・通信費・研修参加費などに充てるため、活動費（定額）を支給しています。

## 6. 選任基準

民生委員法第6条には、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者を推薦するよう定められています。

なお、現職の議会の議員については、民生委員としての職務上の地位を政治的に利用してはならないと民生委員法第16条に規定されており、活動を区分し得ない場合が生じやすいため、現職の議会の議員及びその同居する親族については、選出を避けることとしています。

また、公務員については、一般に職務専念義務があり、活動に割き得る時間に乏しいと考えられるため、特別の場合を除いては選出を避けることとしています。

常勤の会社員については、選出時に、活動時間が十分確保されること、民生委員活動に支障がないことを確認することとなっています。

**【年齢基準】** ※ただし、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能。

- (1) 民生委員・児童委員 … 75歳未満（新任・再任とも）
- (2) 主任児童委員 … 新任 55歳未満、再任 65歳未満

## 7. 定数及び設置基準

佐世保市の定数は、令和元年12月1日改選時で628名となっています。

**【設置基準】**

- (1) 民生委員・児童委員 … 中核市においては、170～360世帯に1名
- (2) 主任児童委員 … 1単位民生委員児童委員協議会につき
  - 民生委員児童委員協議会の定数39人以下の場合2名
  - 民生委員児童委員協議会の定数40人以上の場合3名

## 8. 職務内容

### (1) 社会調査のはたらき

担当地区内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

### (2) 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち親身になって相談に乗ります。

### (3) 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

### (4) 連絡通報のはたらき

住民が個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

### (5) 調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

### (6) 生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。

### (7) 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

## 9. 基本姿勢

### (1) 社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進につとめます。

### (2) 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることがとくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしてはなりません。

### (3) 政党・政治的目的への地位利用禁止

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはなりません。